

独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第45号

制定 平成16年4月1日

一部改正 平成20年3月31日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）における寄附金の取扱についてその方針を定め、もつて業務の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「寄附金」とは、機構における奨学、教育、研究及び管理運営に係る業務を支援することを目的とする寄附金をいう。

(権限の委任)

第3条 理事長は、この規則における権限の一部を、各学校の校長に委任することができるものとする。

(寄附の申込み)

第4条 寄附金の申込みは、寄附金申込書（別紙様式第1号）によるものとする。

(受入審査機関)

第5条 理事長は、寄附金を受けるときは、必要に応じて機構内に設置する受入審査機関等の意見を聴くこととする。

(受入れの決定)

第6条 理事長は、第4条に規定する寄附金の申込みがあり、業務の推進に有意義と認める場合は、当該寄附金の受入れを決定するものとする。

2 前項による受入れを決定するときは、第2条の規定による経費の用途を明らかにしなければならない。

3 理事長は、第1項による受入れを決定したときは、第5条の規定による意見を聴取した場合を除き、役員会等（各学校にあっては、学校運営等に関する重要事項を審議する組織）において寄附金の受入について報告をするものとする。

(受入れの制限)

第7条 寄附金を受入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が附されているものは、受入れることができないものとする。

一 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。

二 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。

三 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。

四 寄附申込み後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことがで

きること。

五 その他理事長が特に教育研究上支障があると認める条件。

- 2 前項に掲げるもののほか、地方公共団体からの寄附にかかるものについては、受入れることはできないものとする。ただし、地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）第24条第2項の規定に基づき、当該地方公共団体が総務大臣の同意を得たものを除く。

（受入れ通知）

第8条 理事長は、寄附金の受入れの決定をしたときは、寄附金受入通知書（別紙様式第2号）を当該寄附者に送付するとともに、機構会計規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則）第8条第1項に規定する出納命令役にその旨を通知するものとする。

（受入れ）

第9条 出納命令役は、寄附金の受入れについて適当であると認めたときは、直ちにこれを受入れるものとする。

- 2 前項により受入れた寄附金が、現金であるときは直ちに、有価証券であるときは当該有価証券について利子の支払又は償還があつたときに当該現金又は支払若しくは償還に係る現金を徴収する処置をとらなければならない。

（使途変更等）

第10条 理事長は、寄附金を受入れたときは、その示された使途に使用しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、寄附金の使途変更等を行なうことができるものとする。

- 一 寄附目的が達せられ、残額が千円未満となったものを他の使途に使用する場合。
- 二 研究担当者が、機構教職員就業規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則（以下「就業規則」という。））第14条により、機構が設置する学校へ配置換等となつたため、当該学校の校長の同意を得て、寄附金を移し換える場合。
- 三 研究担当者が、国立大学法人等へ転籍等となつた場合には、寄附者及び当該国立大学法人等の長の同意を得て、寄附金を移し替える場合。
- 四 研究担当者が退職若しくは死亡等した場合であつて、研究担当者を変更して同一の寄附目的のため引き続き使用する場合。

（教職員が寄附金を受入れたときの取扱）

第11条 教職員は、職務上の寄附金を受入れたときは、当該寄附金を速やかに機構に寄附しなければならない。

（寄附金の保管等）

第12条 寄附金は、理事長が指定する取引金融機関等に預託しなければならない。この場合において、預託により生じた利子は、機構本部の収入として受入れるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、預託により生じる利子等をもって寄附の目的を達する寄附金については、当該利子を寄附金の増加に充てることができる。

附 則（平成16年4月1日制定）

（施行期日）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日一部改正）

（第12条第1項に関する経過措置）

- 1 第12条第1項の規定にかかわらず、平成20年4月1日現在において定期預金による預託が満期を迎えていない寄附金については、満期を迎えるまでの間、預託を行っている金融機関等への預託を継続するものとする。
- 2 前項の寄附金については、満期を迎えたときに生じる利子を寄附金の増加に充てるものとする。

（施行期日）

- 3 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別紙様式第1号

年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿

(寄附者)

住所

氏名

印

寄 附 金 申 込 書

このことについて、下記のとおり寄附します。

記

- 1 寄附金額 円
- 2 寄附の目的
- 3 寄附の条件
- 4 使用内訳
- 5 使用時期
- 6 研究担当者等
- 7 その他

連絡先：

研究担当者が、独立行政法人国立高等専門学校機構から異動した場合は、その異動に伴う寄附金の移動について同意する。(同意いただける場合にはご記入下さい。)

年 月 日

様

独立行政法人国立高等専門学校機構

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

寄附金の受入れについて

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたびは下記の寄附金のお申込みを頂き厚く御礼申し上げます。寄附金につきましては、その趣旨に沿い有効に使用させていただきます。

今後とも独立行政法人国立高等専門学校機構の発展のため、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 寄附金額 円
- 2 寄附の目的